第 章

計画策定にあたって



計画策定の趣旨

我が国の年間自殺者数は、1998年(平成10年)に急増し3万人を超えて推移しました。その後、2010年(平成22年)から減少に転じましたが、依然として年間2万人以上の方が自殺で亡くなっています。また、主要先進7か国(G7)の自殺死亡率について、世界保健機関資料(2022年2月)によれば、総数では「日本」は15.7と7か国の中で最も高い状況です。

国は、2006年(平成 18年)10月に自殺対策基本法(以下「基本法」という。)を制定し、翌 2007年(平成 19年)6月には自殺総合対策大綱(以下「大綱」という。)を策定し、国を挙げて自 殺対策を総合的に推進しています。

2016年(平成28年)4月には基本法を一部改正し、翌2017年(平成29年)及び2022年(令和4年)には大綱の見直しを行い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すこととされました。

札幌市においては、年間自殺者数が全国と同様、1998年(平成10年)に急増して400人を超え、2008年(平成20年)には、過去最多の477人となりました。長らく高止まりが続いていましたが、2012年(平成24年)から減少に転じたものの、依然として、自殺者は年間300人を超えており、かけがえのない命が、日々自殺に追い込まれていると言えます。

この間、札幌市は、2008年(平成20年)8月に関係各局の部長職で構成する「札幌市自殺予防対策庁内連絡会議」、翌2009年(平成21年)7月には副市長を委員長とした関係各局長で構成する「札幌市自殺総合対策推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置して、全庁を挙げて自殺対策を進めています。

また、2010年(平成22年)3月に「札幌市自殺総合対策行動計画(2009年度~2013年度)」(以下「第1次計画」という。)、2014年(平成26年)3月に「第2次札幌市自殺総合対策行動計画(札幌ほっとけない・こころのプラン)(2014年度~2018年度)」(以下「第2次計画」という。)、2019年(平成31年)3月に「札幌市自殺総合対策行動計画2019(2019年度~2023年度)」(以下「第3次計画」という。)を策定し、各部局が連携しながら自殺対策を総合的に推進してきました。

こうした背景を踏まえ、2024年度(令和6年度)からの5か年計画となる「札幌市自殺総合対策 行動計画 2024~自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して~」(以下「本計画」という。) を策定し、引き続き、自殺対策に係る取組を推進していきます。

2

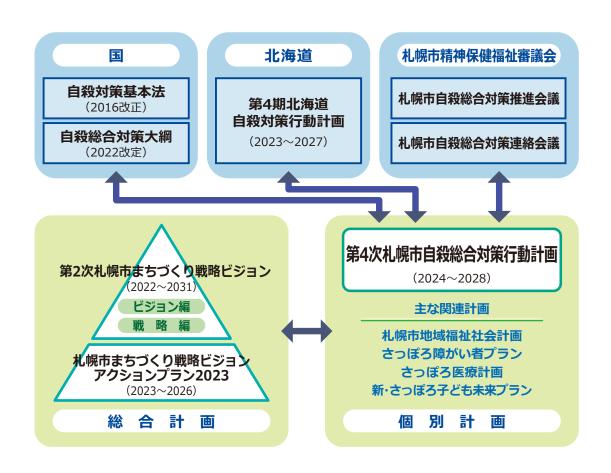
計画の位置付け

基本法及び大綱に基づき、第4期北海道自殺対策行動計画(令和5年度~令和9年度)との整合性を図った計画であり、札幌市の自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な計画として位置付けられるものです。

※本計画は、基本法第13条第2項の規定に基づき、策定が義務付けられています。

3 他計画との関連

本計画は、札幌市のまちづくりに関する総合計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン (2022 年度~2031 年度)」の趣旨に沿い、中期実施計画である「アクションプラン 2023」、「札幌市地域福祉社会計画 2024」、「さっぽろ障がい者プラン 2024」及び「さっぽろ医療計画 2024」等の個別計画との方向性や施策等との整合性を持ちつつ、SDGsの視点も意識したものとします。



SUSTAINABLE GOALS



% S DG s

「誰一人取り残されない社会の実現」を基本理念に、「持続可能な開発目標」 として国際連合で決まった全世界共通の 17 個の目標。

4 計画期間

本計画の期間は、2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)までの5年間とします。 なお、基本法又は大綱が見直された場合等、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 計画の策定体制

本計画は、「札幌市自殺総合対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)や「札幌市精神保健福祉審議会」などの意見等を踏まえて策定しております。